

事 務 連 絡
令和元年11月5日

都道府県統計主管課
(住宅・土地統計調査担当) 御中

総務省統計局統計調査部
国勢統計課(住宅・土地調査担当)

統計法施行令別表第一備考第四号に基づく住宅・土地統計調査の調査票の配布・収集等に関する事務の民間委託について(周知)

内閣府地方分権改革推進室が行っております「令和元年の地方分権改革に関する提案募集」において、一部の地方公共団体から「基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託」についての提案がなされたところです。

上記提案があったことを踏まえて、住宅・土地統計調査における調査票の配布・収集等に関する事務については、統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)別表第一備考第四号の規定に基づいて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第252条の17の2第1項の条例(事務処理特例条例)により、都道府県における調査票の配布・収集等の事務を市町村に移譲することで、市町村単位で民間委託が可能である旨、お知らせいたします。

市町村単位で調査票の配布・収集等に関する事務の民間委託を行うに当たっては、都道府県において事務処理特例条例の制定が必要であるとともに、従来の調査方法をとることとした地方公共団体と同様に、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となる国民の秘密の保護が確実に図られる必要があるため、添付する「民間開放の実施に当たっての「質の確保」等に関する考え方」を踏まえ、統計局・都道府県・市町村間で十分に検討・調整を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、市町村における統計調査員の確保対策については、引き続き、令和5年に予定している次回調査に向けて検討を行うこととしておりますので、念のため申し添えます。

都道府県の御担当者におかれましては、上記の内容について御了知の上、管内市町村への周知につきまして、よろしくお願いいたします。

【連絡先】

国勢統計課住宅・土地調査担当

TEL : 03-5273-1154 (直通)

E-Mail : c-jyuuchou1@soumu.go.jp

(本資料は平成19年に作成したものです。今後、内容の見直し等の可能性がありますので
ご注意ください。)

民間開放の実施に当たっての「質の確保」等に関する考え方

地方公共団体において民間開放を実施するに当たっての判断項目
民間開放の実施について、市区町村においては以下の点を踏まえ判断

1 「質」の確保

以下の において示す事項に留意して入札・契約を適切に実施することを前提に、
回収率、記入状況等の質の確保が可能と見込まれることが必要。

2 業務効率化

業務負荷の特定時期集中、調査員・指導員確保の困難化、審査の事務量増加等の課
題への対応に資するか否か等の観点から、当該市区町村において、本調査の実施に係
る業務時間の短縮その他業務上何らかのプラスの効果が見込み得るか否かを判断。

3 受託可能性

民間開放の実施に当たっては、実施を希望する市区町村、統計局及び当該市区町村
の属する都道府県の間で調整を行い、以下の観点から、「質」の確保及び業務効率化
を実現する上で必要な業務遂行能力を有する民間事業者の存在が一定の蓋然性を持っ
て見込み得るか否かを確認。

(1) 業務遂行能力を有する民間事業者の分布状況

(2) 当該市区町村における調査実施規模及び所在地(三大都市圏や県庁所在市からの
距離等)

(3) 民間開放の実施を希望する他の市区町村の状況

質の確保のため市区町村が講じる措置の具体的な内容

本調査の特性(世帯を対象として年収等のプライバシーに関わる事項を調査しており、高い割合での封入提出が見込まれること等)を踏まえ、調査の円滑な実施、高い水準の回収率や記入状況等の確保、調査対象の秘密保護の徹底、市区町村職員のノウハウ継承等の観点から、本調査の民間開放に当たっては、当該市区町村において以下の措置を講じることとする。

- 1 入札参加資格(適格な資格要件)に関し、以下の点を入札説明書等に盛り込むこと
 - (1) 統計的なサンプリングに基づく訪問留置調査又は面接調査の実施経験
 - (2) 下記2(2)の必須項目をすべて満たす者であること
 - (3) その他、地方自治法施行令第167条の4に掲げる欠格事由に該当しない者であること等

- 2 入札方法、評価(業務遂行能力の適切な評価)に関し、以下の点を入札説明書等に盛り込むこと
 - (1) 総合評価一般競争入札など、価格と業務遂行能力の双方を評価した上で民間事業者を選定する入札方法を採用すること
 - (2) 必須項目(業務を遂行可能と認める上で不可欠な項目)として、調査員の確保・配置が可能か、教育研修・指示連絡の業務実施体制が整っているか等
 - (3) 加点項目(業務を遂行可能と認める上で備えていることが望ましい項目)として、調査員の実務経験、事業者の受託経験のある調査は公的統計であるか等

- 3 受託事業者が行うべき業務内容に関し、以下の点を仕様書、契約書等に盛り込むこと
 - (1) 受託事業者は、市区町村から提示する手引書等に従い、各業務を適切に実施すること
 - (2) 調査票の回収率については100%を目標とすること
()白紙等は回収できていないもの(有効な調査票ではない)として扱う
 - (3) 受託事業者は、調査対象の秘密の保護等のため、以下に掲げるものを含め必要な措置を講じること
 - ・調査票その他の調査書類の適正な保管
 - ・調査票等の審査に係る業務の履行場所における入退室管理等
 - ・個人情報管理規定、調査票等管理規定の作成・遵守
 - ・知得情報の契約目的外利用禁止の遵守
 - ・業務終了後の調査関係書類の确实かつ完全な消去

- 4 委託した市区町村は、受託事業者による確実な履行を担保・確認する等のため、以下に掲げるものを含め必要な措置を講じること。また、これらの措置を講じる上で必要な事項については、仕様書、契約書等に盛り込むこと
 - (1) 受託事業者に対し、業務実施状況に関する報告を定期的に求めること
 - (2) 必要と認められる場合に、受託事業者の履行状況の調査、立入検査、改善指導等

を行うこと

- (3) 受託事業者からの疑義照会があった場合や調査票等の審査に係る業務に係る世帯照会において手引書等で対応できない問合せや苦情等が生じた場合に、市区町村職員が適切に対応すること
- (4) 調査票等の審査に係る業務に関し、民間事業者の審査が終了した調査票等の調査書類について、少なくとも以下の点を市区町村職員がチェックし、適切な審査が行われたか否か等を確認（検収）すること
 - ・調査票等の整理状況
 - ・調査票部数
 - ・名簿と建物・世帯調査票の照合
 - ・建物・世帯調査票の記入内容（抽出検査）

「質」及び「効率性」の検証（イメージ）

統計局において、民間開放を実施した市区町村及び当該市区町村の属する都道府県をはじめとする各地方公共団体と連携し、民間開放の実施結果について、以下の観点から検証する方向（具体的内容については就業構造基本調査の例等を参考にしつつ、さらに検討）

1 質（結果精度等）の観点

期限内の回収率、記入状況、調査対象世帯からの苦情件数・内容等について、民間開放を実施した市区町村と規模等が類似した他の市区町村の状況の比較等を通じ検証

2 効率性の観点

(1) 調査実施に要した経費

- ・ 民間開放を実施した市区町村における「落札額（＝委託料）＋本調査に係るその他の委託費交付額（決算額）」と、規模等が類似した他の市区町村における本調査に係る委託費交付額（決算額）とを比較し、経費面の効率性を検証
- ・ 経費実績、業務実施状況等から、官民のコストを分析

(2) 調査実施に要した時間（業務量）

- ・ 測定可能な範囲で各業務に要した時間（業務量）を官民で比較し、より短い時間ないしより少ない業務量で効果を挙げるような創意工夫の有無等を分析

(3) その他

上記のほか、当該市区町村において、業務上何らかのプラスの効果が見られたか否か、当該市区町村への意見聴取等を踏まえ検証